

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例の骨子……………	1～2
2 函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子……………	3～5
3 函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の骨子……………	6～8

# 1 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における 建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する 条例の骨子

## (1) 改正理由

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更に伴い、外壁等に対する建築基準法の制限の緩和に関する規定を整備するため

## (2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

別表第6に保存計画番号64を追加する。

## (3) 施行期日

公布の日から施行する。

**函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例 新旧対照表**

現 行			改 正 案		
別表第6 (第8条関係)			別表第6 (第8条関係)		
保存計画番号	種別	所在地	保存計画番号	種別	所在地
(略)			(略)		
61	主屋	函館市末広町18番地29, 30	61	主屋	函館市末広町18番地29, 30
(新設)			<u>64</u>	<u>主屋</u>	<u>函館市末広町14番地4</u>

## 2 函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

公営住宅等の入居者について、親族に準ずる者と同居することができることとするため

### (2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

入居者について、里親に委託されている児童および親族に準ずる者として市長が別に定めるものと同居することができることとする。

### (3) 施行期日

公布の日から施行する。

## 函館市営住宅条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）にあっては、第2号から第4号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 現に同居し、または同居しようとする者がある場合は、当該者が次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第13条および第62条第1項第1号において同じ。）であること。</p> <p>イ 暴力団員でないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第13条 入居者は、現に入居している市営住宅に入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときまたは当該入居者の親族でないときは、前項の承認をしてはならない。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第62条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(1) 第8条第2項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者および当該入居の申込み</p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 現に同居し、または同居しようとする者がある場合は、当該者が次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 入居者の親族等（親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下このアにおいて同じ。）、<u>児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）</u>または親族に準ずる者として市長が別に定めるものをいう。第13条および第62条第1項第1号において同じ。）であること。</p> <p>イ 暴力団員でないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第13条 入居者は、現に入居している市営住宅に入居の際に同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときまたは当該入居者の親族等でないときは、前項の承認をしてはならない。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>(1) 第8条第2項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者および当該入居の申込み</p>

をした者と現に同居し，または同居しようとする親族

(2)～(4) (略)

2 (略)

をした者と現に同居し，または同居しようとする親族等

(2)～(4) (略)

2 (略)

### 3 函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の 骨子

#### (1) 改正理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い規定を整備し、および特定公共賃貸住宅の入居者について、親族に準ずる者と同居することができることとするため

#### (2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

省令改正による条項ずれに対応するとともに、入居者について、里親に委託されている児童および親族に準ずる者として市長が別に定めるものと同居することができることとする。

#### (3) 施行期日

公布の日から施行する。

## 函館市特定公共賃貸住宅条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、所得が規則で定める基準に該当し、かつ、その者およびその者と現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、次の各号のいずれかの条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅を必要とし、かつ、現に同居し、または同居しようとする<u>親族</u>があること。</p> <p>(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 現に同居し、または同居しようとする<u>親族</u>がないこと（その者の所得が規則で定める基準に満たない場合は、規則で定める基準に該当するときに限る。）。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者の選定の特例)</p> <p>第9条 市長は、<u>同居親族</u>が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者については、省令第29条の規定に</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、所得が規則で定める基準に該当し、かつ、その者およびその者と現に同居し、または同居しようとする<u>親族等</u>（<u>親族</u>（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）<u>、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）</u>または<u>親族に準ずる者として市長が別に定めるものをいう。</u>以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、次の各号のいずれかの条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅を必要とし、かつ、現に同居し、または同居しようとする<u>親族等</u>があること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 現に同居し、または同居しようとする<u>親族等</u>がないこと（その者の所得が規則で定める基準に満たない場合は、規則で定める基準に該当するときに限る。）。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者の選定の特例)</p> <p>第9条 市長は、<u>現に同居し、または同居しようとする親族等</u>が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める</p>



基づき入居者を選定することができる。

(同居の承認)

第13条 入居者は、現に入居している特定公共賃貸住宅に入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

(意見の聴取)

第29条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(1) 第7条第2項の規定により特定公共賃貸住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者および当該入居の申込みをした者と現に同居し、または同居しようとする親族

(2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 同居させようとする親族

(3)・(4) (略)

2 (略)

者については、省令第29条の規定に基づき入居者を選定することができる。

(同居の承認)

第13条 入居者は、現に入居している特定公共賃貸住宅に入居の際に同居した親族等以外の親族等を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする親族等が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

(意見の聴取)

第29条 (略)

(1) 第7条第2項の規定により特定公共賃貸住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者および当該入居の申込みをした者と現に同居し、または同居しようとする親族等

(2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 同居させようとする親族等

(3)・(4) (略)

2 (略)